

## 5 土地売買契約会の日程について

被災した住宅用地の買取りに係る土地売買契約会の12月の日程は以下のとおりです。

土地売買契約日は、会場が大変混雑しますので**完全予約制**としています。  
また、予約日は、町から土地の所有者の方に個別に電話連絡しております。  
予約なしに、会場に来られた際、契約に伴う書類が準備できかねますので、事前予約へのご理解とご協力をお願いします。

12月 ※来年平成26年1月は15日(水)から契約会を実施します。

区分	日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	
	曜日	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	
会場	テニスコート内 プレハブ1階		○	○		○				○	○	○	○																				
	歌津総合支所 2階会議室						○							○																			
	イオン跡地 (第1期)集会所				○																												

### ◆ 受付時間 ◆

午前の部：午前9時～正午  
午後の部：午後1時30分～午後5時

「買取の可否および買取価格」の結果通知がまだお手元に届いていない方につきましては、今しばらくお待ちください。

## 6 住宅再建相談受付について(各種補助金の手続きなど)

町では被災住宅の再建(修繕)のために各種補助金等を準備しております。既に住宅を再建された方、今後予定している方、まずはご相談ください。

なお、本年8月から実施している町独自支援相談及び申請受付も同会場で行き続き行います。相談希望の方は下記担当(電話:46-1379)まで事前にご連絡ください。

### 【ご注意!】

補助金によっては事前に手続きを行わないと受け取れないものや、申請期限がある場合がありますので相談会場にてご確認ください。

### ◆ 主な補助 ◆

町独自支援・がけ地近接等危険住宅移転事業・防災集団移転促進事業など

### ◆ 相談日時 ◆

平日相談 月曜日から金曜日(毎週水曜日を除く)午前9時から午後5時  
休日相談 平成25年12月15日(第3日曜日)午前9時から午後5時

### ◆ 会場 ◆

南三陸町役場(旧仮設庁舎テニスコート内プレハブ1階)

(担当:復興事業推進課 移転促進第1係)

## 問い合わせ先

復興事業推進課 0226-46-1379  
歌津総合支所 0226-36-2111

復興用地課 0226-46-1381  
復興市街地整備課 0226-46-1382

# みなみさんりく 復興まちづくりニュース



<第9号>

平成25年11月

発行・編集

南三陸町

復興事業推進課

復興用地課

復興市街地整備課

## 1 国・県が実施する災害復旧事業の説明会について

国や県においては、国道45号・398号、県道志津川登米線、八幡川堤防、水尻川堤防の災害復旧に向け検討を進めております。そこで、現在の取り組み状況や今後の工事計画、用地について、下記のとおり説明会を開催しますので、ご参加くださいますようお願いいたします。

### 1 開催日時・場所

月 日	時 間	場 所	説明対象施設
11月28日(木)	午後6時から (2時間程度)	南三陸町役場2階 大会議室	八幡川堤防※1 国道45号※2 国道398号
12月4日(水)	午後6時から (2時間程度)	南三陸町役場2階 大会議室	水尻川堤防 県道志津川登米線 国道45号※2

※1 八幡川堤防については、汐見町、八幡町側のみの説明となります。

(五日町、南町側は区画整理事業地区のため対象外です)

※2 国道45号については、両日とも同じ内容の説明となります。

### 2 問い合わせ先

八幡川・水尻川	県気仙沼土木事務所 河川砂防第2班	0226-24-2578
国道398号 県道志津川登米線	県気仙沼土木事務所 道路建設第2班	0226-24-1073
国道45号	国土交通省仙台河川国道事務所 道路管理第2課	022-248-4131 (内線501)

## 2 災害公営住宅「くらしの憩談会」の開催・参加者募集

前号でもお伝えいたしました災害公営住宅「くらしの憩談会」の第2回を10月27日(日)に入谷公民館、名足仮設住宅談話室で開催いたしました。

次回以降は志津川や南方でこれから工事が始まっていく地区(志津川、戸倉、伊里前など)の災害公営住宅で、どのような屋外空間、集会所があれば、またはこういった工夫をすればくらしが楽しくなるのか、場所の「つくり方」について皆さんと交流しながら話し合い、考えていきたいと思っています。

参加いただける方、関心のある方は下記担当(電話:46-1379)までご連絡ください。

### ■開催日時・場所

	日 時	場 所(内 容)
第3回	11月16日(土)午前10時から	志津川中学校仮設住宅集会所(つくり方編)
第4回	12月7日(土)午前10時から	南方仮設住宅I期集会所(つくり方編)

(担当:復興事業推進課 公営住宅整備係)

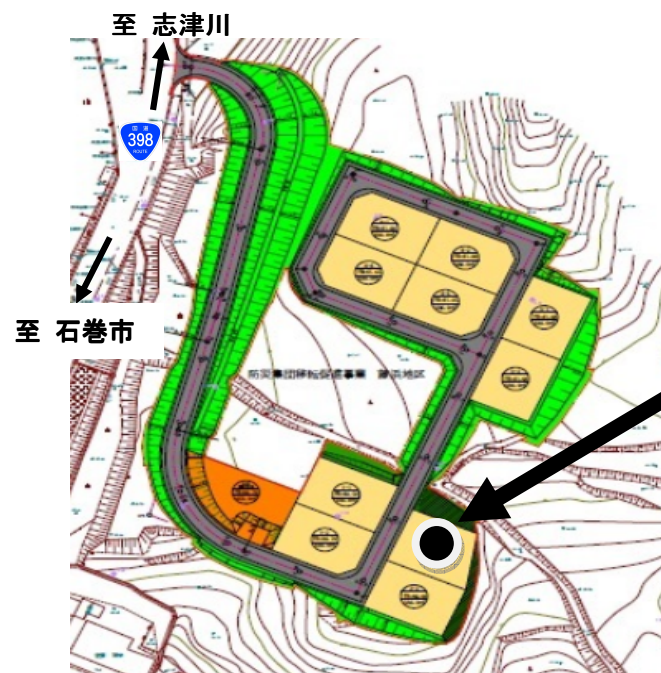
### 3 戸倉・藤浜団地空き区画の公募について

防災集団移転促進事業で整備している藤浜団地の宅地を賃借又は買取したい方を募集します。

- 1 名称：藤浜団地（所在地 南三陸町戸倉字藤浜地内）
- 2 募集区画数：1区画（100坪）
- 3 応募資格
  - ① 東日本大震災当時、南三陸町内に居住していた方で、その住宅の所在地が移転促進区域（災害危険区域）に指定されている方。
  - ② 南三陸町災害危険区域内危険住宅移転事業補助金交付要綱に基づく補助金又は南三陸町東日本大震災に係る被災者住宅支援事業補助金交付要綱に基づく補助金の交付の決定を受けていない方。
  - ③ 町が実施する藤浜団地以外の防災集団移転促進事業及び災害公営住宅への入居意思を有していない方。
  - ④ 藤浜地区の地域活動を理解し、一緒に活動していこうと思っておられる方。

※ 藤浜団地以外の防集に既に参加希望書を提出している方でも、これを取り下げる予定の方は応募することができます。

- 4 書類提出期間：平成25年11月18日（月）から29日（金）まで（土日を除く。午前8時30分から午後5時15分まで）
- 5 提出書類：防災集団移転促進事業（高台移転）空き区画参加申込書1部  
り災証明書（コピー可）1部  
※書類は復興事業推進課に備え置きます。
- 6 提出場所：南三陸町役場庁舎1階 復興事業推進課（※原則持参）
- 7 決定方法：地域優先を前提として参加希望者を決定する方針ですが、応募数によっては抽選となる場合があります。



（担当：復興事業推進課 移転促進第1係）

### 4 住宅再建補助について

住宅再建補助についてはこれまでもお知らせをしてきましたが、**補助によって手続きの流れが違います。**

ここでは補助の内容、また注意事項について再度掲載します。**借入先の金融機関や建築業者と契約する前に必ずご相談くださいますようお願いいたします。**

#### 【個別移転】がけ地近接等危険住宅移転事業補助金

町が整備する高台への集団移転ではなく、個人で用意された土地に個別に移転される方は住宅再建に係る借入金の利子相当額、引っ越し費用等の補助を受けられます。

#### ■注意事項

住宅再建に係る**着手前（各種契約前、工事着工前）に申請が必要です。**  
**着手1ヵ月前までに申請されないと補助が受け取れません。**



#### ■対象要件

- ・東日本大震災時に（平成23年3月11日時点）に災害危険区域内に居住されていた方
- ・災害危険区域外の安全な場所に移転される方
- ・町税等について未納がない方

#### ■補助金額

- ・住宅取得利子相当額／上限444万円
- ・土地取得利子相当額／上限206万円
- ・土地造成利子相当額／上限58万円
- ・除却、移転費／上限78万円（移転費は引っ越し業者を利用する場合）

#### 【防集】防災集団移転促進事業補助金

防災集団移転促進事業に参加される方（町が整備する高台住宅団地へ移転される方）は住宅再建に係る借入金の利子相当額、引っ越し費用等の補助を受けられます。

#### ■注意事項

申請の受付は移転される高台住宅団地の町との契約（賃貸借・売買）完了後に行います。防集団地造成完了前に建築工事請負契約のみ申請前でも可能としておりますが、この行為が補助金交付決定を約束するものではありません。

#### ■対象要件

- ・東日本大震災時（平成23年3月11日時点）に災害危険区域内に居住されていた方
- ・防災集団移転促進事業に参加される方（町が整備する高台住宅団地へ移転される方）
- ・町税等について未納がない方

#### ■補助金額

- ・住宅取得利子相当額／上限444万円
- ・土地取得利子相当額／上限206万円
- ・土地造成利子相当額／上限58万円
- ・除却、移転費／上限78万円（移転費は引っ越し業者を利用する場合）

（担当：復興事業推進課 移転促進第1係）